

最先端の研究施設が 続々と設立

「水素エネルギー製品研究試験センター」が始動

糸島から世界へ発信

水素エネルギー新産業の育成・集積を図る中核拠点として、平成21年9月から県が建設を進めてきた「水素エネルギー製品研究試験センター」が「糸島リサーチパーク」に完成しました。

4月28日には、県知事をはじめ、地元関係者や経済産業省、全国の水素関連企業などからおよそ100人が出席し、盛大に開所式が行われました。センターでは、水素ガスを利用する機器に使う「バルブ」や「センサー」など水素関連製品の耐久性試験、圧力サイクル試験のほか、共同研究開発を行い、水素エネルギー新産業に参入しようとする中小企業やベンチャー企業



糸島リサーチパークに建つ「水素エネルギー製品研究試験センター」

を支援します。

センターには、1000気圧級の試験が可能な高圧水素試験室のほか、湿度や温度、振動など環境を変えて試験ができる加湿・振動試験室などを設置。今まで国内で実施できなかった水素関連製品の研究試験ができるようになりました。

およそ5300㎡の敷地内には、平屋建ての試験棟と2階建ての事務棟が立ち、ガ

ラス張りのロビーは明るくおしゃべりです。自然環境に負荷の少ない

エコタウンをめざし、新産業の起業などを積極的に進めている糸島市にとって、この

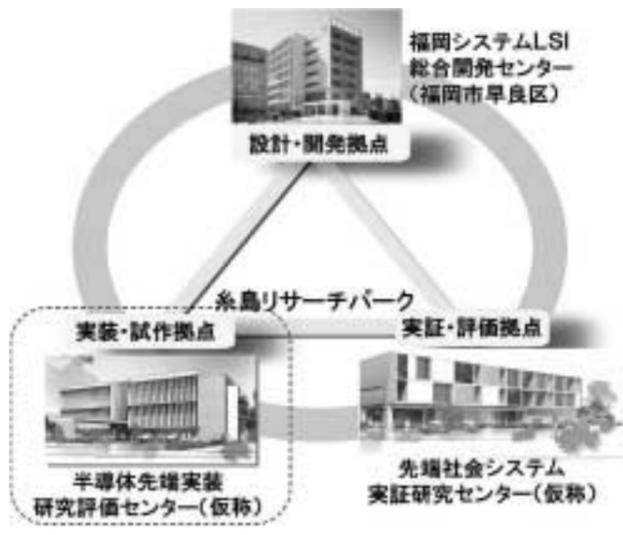
「半導体先端実装研究評価センター(仮称)」の設立

先端半導体関連産業の集積促進に向けて

県は、糸島リサーチパークに「半導体先端実装研究評価センター(仮称)」を整備することを決定しました。

このセンターは、4月に完成した「水素エネルギー製品

研究試験センター」と、すでに整備が決定している「先端社会システム実証研究センター(仮称)」に続き、3つ目の研究施設となります。建物は、延べ床面積が3100㎡の2階建て。来年3月の完成が予定されています。このセンターでは、半導体チップの小



型化や多機能化に向けた材料、構造設計と設計結果の検査を行うソフトウェア、並に製造工程などの研究開発や、半導体チップの試作を行うと共に、地域企業の技術支援に取り組みます。

3施設が強力に連携

現在、半導体チップの回路設計を行う「福岡システムLSI総合開発センター」は、すでに運営中。また、本センターと試作チップを製品などに組み込み、実証実験を通じて製品性能評価などを研究する「先端社会システム実証研究センター(仮称)」が、これから整備されます。

これらの3施設がそろったことで、企業集積の大きな誘因となる。半導体の設計から、実装(半導体チップ製造における電子部品などの装着)、実証まで一貫した半導体開発支援体制が福岡に完成することになります。

今後、糸島市は、県が築きつつある半導体関連産業拠点の一翼を担うよう、企業の集積に努めていきます。

問い合わせ
糸島市企業立地課
☎(032)2080

暴力団のいない 糸島市をつくらう

暴力団排除条例を施行しました

発砲事件や覚せい剤、不当な暴力行為など、暴力団は平和な市民生活を脅かす危険な存在です。市では、市民が協力し、市民生活や社会経済活動の場から暴力団を追い出し、安全で平穏な市民生活を実現するため「糸島市暴力団排除条例」を定めました。



暴力団は、市民生活に深く介入し、暴力や資金獲得活動で、市民や事業者に多大な脅威を与えています。

特に県内では、暴力団排除活動を

する一般市民を標的にした爆弾事件や企業などへの拳銃発砲事件など、市民生活を脅かし、公正な経済活動に支障を来すなど、著しい悪影響を与えています。

このような暴力団犯罪に対処し、市民が一体となって暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を確保する

基本理念

暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識し、「暴力団を利用しない、協力をしない、交際しない」ことを基本に、市と市民事業者が相互に連携・協力し

ながら暴力団排除を推進します。

市と市民、事業者の役割

市は、市民と事業者の協力を得るとともに、県および暴力団員の不当行為の防止を目的とする団体との連携を図り、暴力団排除の施策を総合的に推進します。

市民の役割

市民は、暴力団の排除活動に自主的に連携協力を図って取り組み、市の暴力団排除施策に協力するよう努めるものとします。

事業者の役割

事業者は、その行う事業により暴力団を利用することのないようにすると共に、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとします。

市が実施する措置

市の工事や事務、事業な

問い合わせ
糸島市危機管理課
☎(032)2110



で、暴力団が利益を得ないよう、暴力団や構成員、これらと密接に関係する者を、市の入札に参加させないなどの措置を講じます。

市民などに対する支援

市民などが、暴力団の排除活動に自主的に相互連携を図りながら取り組めるよう、情報提供やその他の必要な支援を行います。

青少年への教育など

中学校で「暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、暴力団員の犯罪による被害を受けないようにするための教育」を、必要に応じて行うよう適切な措置を講じます。

また、地域家庭学校が一体となって青少年を暴力団から守るため、青少年の育成に携わる市民などに対して、情報提供やその他の支援を行います。